

# 日本工学会CPD協議会規程

平成25年6月18日理事会改正

平成27年1月20日理事会改正

## 第1章 総 則

### (目的と設置)

第1条 公益社団法人日本工学会（以下「本会」という。）は、科学技術に係る工学系非営利団体である関係学協会間で、技術者の資格制度および継続的学習制度の推進に関する共通課題について協議し、わが国技術者の技術力と社会的地位向上に資する活動を行うことを目的として、日本工学会CPD協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (事業)

第2条 協議会は、その目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 技術者資格および継続教育制度に関する情報交換および統合調整
- (2) 企業をはじめ社会に広く受け入れられる技術者育成の理念の明確化と良質な技術力向上プログラムの認定（認定ガイドライン、認定基準、等は別途定める。）
- (3) 技術者の社会的認知度向上を目指した活動
- (4) その他、協議会の目的遂行に必要な事項

## 第2章 協議会会員

### (資格)

第3条 協議会会員（以下「会員」という。）は、本会正会員であるなしを問わず、協議会の活動に主体的に参加することを申し出た工学系非営利団体とする。

- 2 会員は2名以内の協議会委員（以下「委員」という。）候補者を選出し、理事会の承認を得る。選任された委員は協議会の構成員となり、第12条に定める全体会議での議決権を保有する。

### (入会)

第4条 協議会への参加申し込みがあったときは、協議会の議を経て本会理事会の承認を受けたのち、会員の登録をする。

- 2 入会した会員は、別途定める入会金を本会に納入する。

### (退会)

第5条 退会しようとする会員は、本会会長宛に退会届けを提出しなければならない。

### (会費および会計)

第6条 会員は、別途定める金額の協議会年会費を本会に納入する。

- 2 協議会の会計は、公益事業会計に含め、その中で区分して処理する。

## 第3章 協議会および協議会役員

### (協議会構成)

第7条 協議会は、次の協議会役員（以下「役員」という。）、委員および学識委員で構成する。

- (1) 役員 協議会会長 1名、協議会副会長 2名以内、運営委員 15名以内
  - (2) 委員
  - (3) 学識委員 若干名
2. 前項の役員、委員および学識委員を協議会の構成員といい、第12条第3項の議決権を持つものとする。

(協議会会長の選任)

第8条 協議会会長は、理事会が選任し、本会会長がこれを委嘱する。

2 協議会会長は、本会理事あるいはその歴任者をもって充てる。

(協議会副会長、および運営委員および学識委員の選任)

第9条 協議会副会長、運営委員および学識委員は、理事会が選任し、本会会長がこれを委嘱する。

2 協議会副会長は、協議会会長が推薦することができる。

3 運営委員は、技術分野のバランスを考慮して協議会会長が推薦することができる。

4 協議会副会長および運営委員候補は、必ずしも委員の中から推薦することを要しない。

5 協議会会長は委員からの推薦等を参考に、専門知識を有する学識委員候補者を理事会に推薦することができる。

6. 選任された学識委員は第3条第2項の委員であることを要しない。

7. 学識委員は協議会の構成員となり、第9条の運営委員となることができる。

(職務)

第10条 協議会会長は、この協議会を代表しその業務を総理する。

2 協議会副会長は、協議会会長を補佐し協議会会長から委任された事項を処理する。

3 運営委員は、協議会会長、副会長と共に、事業の計画立案と承認された計画の執行にあたる。

(任期)

第11条 役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

## 第4章 会議

(全体会議)

第12条 全体会議は、全ての委員、学識委員および協議会役員で構成し、必要に応じ、協議会会長が招集する。

2 全体会議は、過半数の構成員の要請により開くことができる。

3 全体会議の決議は、出席した構成員の過半数をもって行う。

(運営委員会および運営)

第13条 運営委員会は、協議会会長、協議会副会長および運営委員をもって組織する。

2 運営委員会は、必要に応じて協議会会長が招集する。

3 運営委員会は、全体会議で決定された運営に関する重要事項につき、事業の計画と執行にあたる。

(専門委員会)

第14条 必要に応じて協議会に専門委員会を置くことができる。

2. 専門委員会に属する専門委員は、協議会が選任する。

3. 専門委員会に委員長を置き、委員長は、協議会が選任する。

4. 専門委員会は、必要に応じ、委員長が招集する。

(事業報告等)

第15条 協議会長は、必要に応じて協議会の活動を理事会に報告する。

2 協議会長は毎事業年度の開始前日までに事業計画および予算書を作成し、本会会長に提出しなければならない。協議会は、理事会承認を経た予算書に基づき、事業計画を遂行するものとする。

3 協議会長は、事業年度終了後に遅滞なく事業報告および決算資料を作成し、本会会長に提出しなければならない。

(規程の改廃)

第16条 この規程の改廃は理事会が行う。

(協議会の存廃)

第17条 協議会の存廃は、理事会が決める。

(実施細則)

第18条 この規程に定めのない事項は、全体会議の議を経て協議会会長が別に定める。

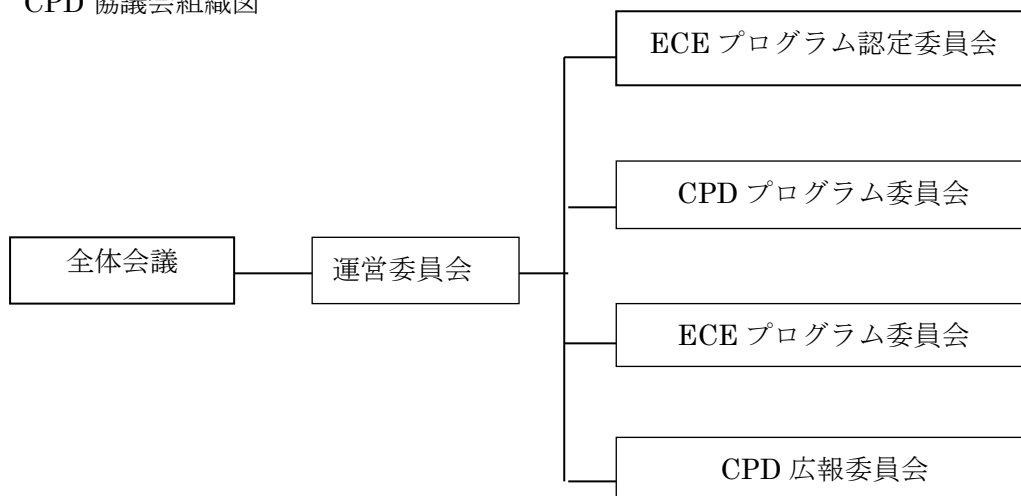
付則

1. この規程の改正は平成 27 年 1 月 20 日より施行し、4 月 1 日より適用する。

---

**【参考】**

CPD 協議会組織図



## 日本工学会 CPD 協議会運営内規

平成27年1月20日改正

1. 日本工学会 CPD 協議会規程第 4 条、第 6 条の別途定める入会金および協議会年会費については、以下とする。  
(年会費)
  - (1) 本会正会員および団体会員 5 万円
  - (2) 上記以外 10 万円(入会金)  
8 万円  
但し、当面、入会金は不要とする。
2. 協議会が事業を行う場合には、協議会年会費とは別に、聴講料、教材資料費などの参加費を徴収することができ、参加費等は全体会議で決定できる。
3. 規程第 6 条第 2 項に定める公益事業会計の区分経理に当たっては、事務費の配賦を含めて処理する。
4. 本内規は全体会議で変更することができる。